

平成28年度北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成29年1月25日（水）9時55分～10時45分
場 所：第二水産ビル 4階 4F会議室

○ 次 第

1 開会

2 議事

(1) 第3期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について

(2) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について

(3) 「北海道水資源の保全に関する条例」に係る検討（点検）について

3 閉会

○ 出席者

(委員)

- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)
柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
片山 健也委員 (ニセコ町長)
富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授)
松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会副会長理事)
丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所
地域地質部長)
山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)

(道側)

- 岸 純太郎 (総合政策部政策局計画推進担当局長)
城田 敏樹 (総合政策部政策局土地水対策課長)
齊藤 智実 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 三浦 祥子 (水産林務部林務局森林計画課長)
中島 知子 (環境生活部環境局環境政策課主査)

1 開会

□城田課長

まだ定刻前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成28年度北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

私、本日、会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の城田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、総合政策部岸計画推進担当局長よりご挨拶申し上げます。

□岸局長

おはようございます。総合政策部で担当の局長をしています岸と申します。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、日頃から道政の推進に当たりご指導をいただき、お礼申し上げます。

本日は、第3期の委員としてご就任いただきました最初の審議会ということでございます。委員の就任に当たりましては、第1期、第2期に引き続きご就任をいただき、心から感謝申し上げます。平成30年4月9日までの任期となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会でございますが、今期の会長と副会長を選出していただき、その後、今年度の水資源保全地域の指定についてご審議をいただくという流れになってございます。

水資源保全地域につきましては、平成24年4月の条例施行以降、合計で58市町村169地域の指定を行っていますが、今回は、占冠村、厚岸町、標茶町合わせて3町村から6地域の新規の提案があったところでございます。後ほど、区域の指定の考え方、関係町村の提案に基づき道が作成した地域別指針の案についてご説明を申し上げます、ご審議をお願いしたいと考えております。

次に、北海道水資源の保全に関する条例につきましては、条例の附則第2項におきまして、5か年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案して条例の施行状況等を検討し、必要な措置を講ずることとしてございます。平成24年4月の施行から本年3月末で5年を経過することとなりますので、来年度、条例に基づいた、施行状況等について検討することとしてございます。後ほど、事務局から北海道水資源の保全に関する条例の検討に係る点検概要についてご説明させていただきますので、ご承知おきいただければと思っております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

□城田課長

なお、岸局長につきましては、用務の都合によりまして、議事の途中で退席させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、会議の成立についてでございます。本日は委員総数9名のうち8名の委員にご出席いただいておりますので、北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項に規定する定足数を満たしております。よって、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。

2 議事

(1) 第3期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について

□城田課長

まず、「(1) 第3期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について」でございます。

本日は、先程、局長のご挨拶にもありましたとおり、第3期の最初の審議会となります。条例第30条第2項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により今期の会長、副会長を選出していただくこととなります。

本来であれば、皆様方からこの場で会長、副会長のご推薦をいただくところでございますが、今回は第2期の委員の皆様を引き続きご就任いただいております。

したがいまして、事務局といたしましては、会長には柿澤委員、副会長には海老名委員に、引き続きお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

(拍手による承認)

□城田課長

ありがとうございます。それでは、第3期水資源保全審議会の会長は柿澤委員、そして副会長は海老名委員に、それぞれ決定いたしました。

恐れ入りますが、柿澤会長には会長席へご移動していただきたいと思います。

(柿澤会長、会長席へ移動)

□城田課長

それでは、柿澤会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

□柿澤会長

それでは、前期に引き続きまして会長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

今期は条例の検討、点検ということもございますので、皆様の方からもこれまでを振り返りつつ、活発なご議論をいただければと思いますので、どうかよろしくお願い

いたします。

□城田課長

ありがとうございました。

岸局長につきましては、ここで退席させていただきます。

□岸局長

委員の皆様よろしくお願いたします。

□城田課長

それでは、これからの議事・進行につきましては、柿澤会長にお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

（２）水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について

□柿澤会長

それでは、議事の２番目「水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について」事務局から説明をお願いいたします。

□齊藤主幹

事務局、土地水対策課の齊藤です。よろしくお願いたします。

それでは、平成２８年度の水資源保全地域の提案区域につきまして、まず、お手元の資料１に基づき今回の提案状況をご説明させていただき、その後、資料２に基づき指定の区域と地域別指針の案を、地域ごと一括してご説明させていただきたいと存じます。

また、地域の概要図につきましては、資料２の説明の際にスクリーンでご覧いただきたいと思ひます。

なお、委員の皆様には、あらかじめ資料をご覧いただき、その際、事務局に質問等をお寄せいただいたものにつきましては、本日の資料において、それらを踏まえた内容となっておりますので、該当する区域を説明する時に、具体的にご説明させていただきたいと思ひます。

<資料１>

それでは、資料１「平成２８年度水資源保全地域提案区域一覧」をご覧ください。

今回の新たな提案区域としては、上川総合振興局管内の占冠村の４地区、釧路総合振興局管内の厚岸町の１地区、標茶町・弟子屈町にわたる１地区の合計６地区となっております。全て新規の提案区域となっております。

占冠村の４地区は、提案・所在ともに占冠村で、水資源保全地域名は「中トマム地区」、「十三線の沢川地区」、「山上農場の沢川地区」、「上トマム地区」となっており、いずれもトマム地域に所在しております。取水形態は中トマム地区が地下水で、それ以外は地表水となっております。

厚岸町の1地区は、提案・所在ともに厚岸町で、水資源保全地域名は「上尾幌地区」となっており、取水形態は地下水となっております。

標茶町・弟子屈町の1地区は提案が標茶町で、所在が標茶町・弟子屈町にまたがっております。水資源保全地域名は「標茶町西熊牛地区・弟子屈町熊牛原野地区」となっており、取水形態は地下水で、取水施設は標茶町に所在しております。

水資源保全地域としては、新規の占冠村を含めて、今回提案の区域が指定されますと、指定数の累計は59市町村175区域となります。資料1の説明は以上です。

続きまして、個別の提案区域について、占冠村、厚岸町、標茶町・弟子屈町の順に、指定の区域と地域別指針の案を地域ごと一括してご説明させていただきます。

また、概要図の凡例ですが、赤い点は取水地点、青い線は、地下水の場合は取水地点から半径1キロメートルの円、地表水の場合は取水施設に対する集水区域、赤い線は提案区域で、地番単位で区域設定を行っております。なお、緑色は国有地等の除外地域となっております。

<占冠村管内図>

まず占冠村です。スクリーンの概要図をご覧ください。

占冠村の提案区域の位置ですが、ここにJR石勝線と道東自動車道が走っており、こちらにリゾート施設のスキー場があります。

1つ目が地下水を取水する「中トマム地区」、この南側に2つ目の「十三線の沢川地区」、3つ目にスキー場の中にある「山上農場の沢川地区」です。そして4つ目がトマム集落のある「上トマム地区」で、一級河川「鶴川」の源流地域となっております。

<占冠村中トマム地区>

最初に1番目の「中トマム地区」です。スクリーンをご覧ください。

場所は先程説明しましたが、ここがJR石勝線と道東自動車道で、スキー場は上側になります。こちらが、これから取水施設を作る予定の場所となっております。地下水であるため、取水地点から半径1キロメートルの円を基本として地番で整理したこの赤い線が水資源保全地域となります。この部分は国有林のため、除外されています。

資料2をご覧ください。「1 指定の区域」につきましては、本日の資料では地番の記載は省略しておりますが、告示の段階で明記することとしております。

次に、「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」についてです。対象区域は、占冠村簡易水道の取水施設が設置される予定地点から一定距離の区域として設定しております。面積は約358万平方メートルで、主な地目としては、面積の大きい順に山林、原野、雑種地で、土地所有者は、占冠村とリゾート運営会社などとなっております。区域設定の考え方は、先程のスクリーンでの説明と同じですので省略します。他の地区も同様になります。対象区域の状況では、国土利用計画法や森林法等における対象区域の位置付けを示しております。

「(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」につきましては、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条第1項の規定に基づく北海道水資源保全地域に関する基本指針を踏まえた、各地域とも共通した記載内容となっております。

また、「地域別指針(案)」の別表になりますが、基本指針の別表の内容を基本として、土地利用に関する法令をはじめ、区域内に関係する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮願いたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から、最後の「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して、記載しております。

これらの内容につきましては、所管する道庁関係各課において、時点修正や確認などを行っております。

なお、「(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項及び地域別指針(案)別表」につきましては、各地区とも同様の記載内容となっておりますので、他の地区は説明を省略させていただきたいと思っております。

<占冠村十三線の沢川地区>

続きまして、占冠村の「十三線の沢川地区」です。スクリーンをご覧ください。

場所は、先程の中トナム地区から見ると、JRと高速道路を挟んだ南側になっております。ここは十三線の沢川の地表水であるため、青い線の集水区域を地番単位で整理し、国有林を除いた赤い線の区域を水資源保全地域としています。また、先程の中トナム地区の一部と地番が重なっている場所があります。

なお、事前に委員から、集水区域の範囲が分水界等の位置と異なる(狭くなっている)とご指摘をいただき、占冠村に確認し、修正しております。

また、別の委員からは、河川水の取水による魚類への影響はないかのご意見をいただきましたが、ここは河川の流量が相当程度あり、取水口も自然に水が入る形で、無理矢理吸い込む施設にはなっておりませんので、魚類への影響はほとんどないものと考えております。

資料2をご覧ください。「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」です。対象区域は、鶴川水系鶴川支流十三線の沢川から地表水を取り入れる占冠村簡易水道の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部として設定しております。面積は約215万平方メートルで、主な地目としては、山林、保安林、原野などとなっております。土地所有者は、占冠村とリゾート運営会社となっております。対象区域の状況では、国土利用計画法や森林法等における対象区域の位置付けを示しており、給水量は1日当たり2,110立方メートルとなっております。

<占冠村山上農場の沢川地区>

続きまして、占冠村の「山上農場の沢川地区」です。スクリーンをご覧ください。

ここがJR石勝線と道東自動車道で、先程の2箇所の区域はこの辺りです。ここにリゾート施設のスキー場、下の方にホテルや施設があります。こちらの途中に山上農場の沢川の取水池があり、その下に取水地点があります。地表水であるため、青い線

の集水区域のうち地番単位で整理し、国有林を除いた赤い線の区域を水資源保全地域としております。非常に狭い区域になっておりますが、地番単位で整理するとこういう形になります。こちらも周りはほとんど国有林のため、除外される地域となっております。

事前に委員から、集水区域の範囲が分水界と一部異なることのご指摘がありましたので、占冠村に確認し、修正しております。

また、別の委員から、リゾート施設の汚水の処理方法についてご質問がありましたので、役場に確認したところ、リゾート運営会社がJRトマム駅近くに独自に大規模な浄化槽を設置して処理していることを確認しております。

資料2をご覧ください。「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」についてです。対象区域は、鷓川水系トマム川支流山上農場の沢川から地表水を取り入れる占冠村簡易水道の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部として設定しております。面積は約20万平方メートルで、主な地目としては、雑種地、原野、山林などで、土地所有者は、占冠村、リゾート運営会社となっております。対象区域の状況は、給水量は1日当たり57立方メートルとなっております。

<占冠村上トマム地区>

続きまして、占冠村の「上トマム地区」です。スクリーンをご覧ください。

先程のスキー場がこの道東自動車道の上の方にあり、こちらは鷓川の源流となっております。地表水であるため、取水地点に対する青い線の集水区域のうち、地番単位で整理し、国有林を除いた赤い線の区域を水資源保全地域としております。こちらも周りは国有林で、除外区域となっております。

事前に委員から、集水区域の範囲が分水界と比べて狭いことのご指摘がありましたので、占冠村に確認し、修正しております。

資料2をご覧ください。「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」についてです。対象区域は、鷓川水系鷓川から地表水を取り入れる占冠村簡易水道の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部として設定しております。面積は約347万平方メートルで、主な地目としては、山林、原野、畑などで、土地所有者は、個人、占冠村などとなっております。対象区域の状況は、給水人口が248人で、給水量は1日当たり約231立方メートルとなっております。

<厚岸町上尾幌地区>

次は、厚岸町の「上尾幌地区」です。スクリーンをご覧ください。

JR釧路駅と厚岸駅の中程に位置しており、厚岸町の西端の方です。これがJR根室本線で、ここが上尾幌駅、こちらは上尾幌の集落です。この集落の周りは国有林となっております。地下水であるため、取水地点から半径1キロメートルの円を基本として地番単位で整理し、国有林を除いた赤い線の区域を水資源保全地域としております。対象区域は、厚岸町の町有地で、非常に狭い区域ですが、ここだけが提案区域となっ

ております。

事前に委員から、国有林に囲まれている区域で指定の必要性はあるのかとのご意見がありました。厚岸町といたしましては、水道水源の取水地域を計画的に水資源保全地域として指定を進めており、この区域についても、水源を安定的に確保するために指定したいとの町の強い意向があり、今回の提案となっております。

また、別の委員から、提案区域の範囲の取り方が違うのではないかとご指摘があり、厚岸町に確認し、修正しております。

資料2をご覧ください。「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」についてです。対象区域は、尾幌川水系尾幌十二号川支流青葉川の湧水を取り入れる厚岸町上尾幌地区簡易水道施設が設置されている地点から一定距離の区域として設定しております。面積は約1万平方メートルで、主な地目は墓地、山林、宅地などで、土地所有者は厚岸町となっております。対象区域の状況は、給水人口は165人で、給水量は1日当たり76立方メートルとなっております。

<標茶町西熊牛地区・弟子屈町熊牛原野地区>

続きまして、標茶町と弟子屈町の「標茶町西熊牛地区・弟子屈町熊牛原野地区」です。スクリーンをご覧ください。

場所は、JR釧網線の標茶駅と弟子屈駅の中程にある磯分内駅に近く、釧路川に隣接した地域であり、取水する地下水は、標茶町西熊牛地区に給水しております。地下水であるため、取水地点から半径1キロメートルの円を基本として地番で整理し、国有地を除いた赤い線の提案区域を水資源保全地域としております。

事前に委員から、埋蔵文化財が近辺にあるのではないかとご意見があり、確認したところ、南東方向約300メートルの地点に埋蔵文化財がありました。しかし、提案区域は地下水の取水であることや、河川や道路を挟んでいることなどから影響はないものと考えております。

資料2をご覧ください。

「2 地域別指針(1) 指定の区域に関する基本的事項」についてです。対象区域は地下水を取り入れる標茶町西熊牛地区専用水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域として設定しております。面積は約330万平方メートルで、主な地目は畑・牧場、原野、山林などで、土地所有者は、個人、標茶町などとなっております。対象区域の状況は、給水人口は186人で、給水量は1日当たり136立方メートルとなっております。

事務局からの説明は以上です。

□柿澤会長

どうもありがとうございました。委員の皆様から事前にありましたご質問にお答えいただく形で、指定区域と地域別指針の案についてご提示いただきました。

皆様の方からご質問、ご意見等がございましたら、お出しいただくようお願いいた

します。いかがでしょうか。

□海老名副会長

これは意見ではなく、再確認事項になります。

指定区域の範囲については、これまでも審議会で決めており、結果として提案区域の取水口が近いため重なり合う地域はありました。

今回提案された占冠村の1番と2番については、地下水と地表水による重複地域となっておりますが、地下水と地表水が重複することで、法律や条例の条項など、これまでの指定区域と違う点は何かありますか。

□柿澤会長

ありがとうございました。今の点については、どうですか。

□齊藤主幹

指定区域については、地下水は半径1キロメートルの円を基本とし、地表水は集水区域の全部としておりますが、他の地域でも指定区域が重なっている所はあります。それぞれの区域の範囲の取り方で重なっていますが、取水施設は離れております。

□海老名副会長

地下水同士で重なっている区域は記憶しておりますが、地下水と地表水が重なり合っている場合も、これらの扱いについて違いはないと考えてよろしいですか。

□齊藤主幹

指定区域の範囲が重なっているだけで、取水施設は重複しておらず、それぞれの区域にある取水施設から取水しているので影響はないと考えております。

□丸谷委員

それぞれの水源を確保するために必要な取水範囲を考えた時に、たまたま別々の水源で重複したと考えれば良いと思いますので、特段の配慮をする必要はないかと思えます。

□柿澤会長

基本的に、地下水も地表水も配慮すべき事項や届出制については同じため、その点については特に問題はないかと思えます。

その他、いかがでしょうか。

□丸谷委員

これまで注意していなかったこともあり、はっきりと記憶していませんが、指定状況を詳しく把握するという目的からすると、(取水施設の設置) 予定地であるのか、水源がある所を指定するののかということがはっきりと分かるような形で、今後、情報を

整理していただきたいと思いますがいかがですか。

□柿澤会長

予定地での指定は初めてと思いますが、今の点については、いかがですか。

□齊藤主幹

予定地ではありますが、占冠村では、ニセコ町の条例を参考にした条例を3月の村議会で提案することとしており、道の条例の水資源保全地域の指定区域と同じ区域の指定を検討しております。

さらに、リゾート施設の増設が見込まれており、今後、取水施設を建設することから、今回の指定区域として提案したところ です。

□丸谷委員

条例第17条では、(水資源保全地域として指定できる区域に)取水施設の設置が予定されている地点も含まれているため、指定については何も問題ないと思います。

提案区域については、予定地で提案する地域と、現在ある取水施設を保全する目的で提案する地域があり、地元の考え方がどう変化してきているか分かりますし、予定地がどのくらい存在するかという観点からも把握しておいた方が良くと思います。

□柿澤会長

予定地を提案する場合については、今後、その背景も含めて示していただきたいという事でよろしいですか。

□丸谷委員

はい。

□柿澤会長

それについては、よろしいですか。

□齊藤主幹

はい、分かりました。

□柿澤会長

今後、こういうケースの場合には、丸谷委員からご指摘がありました形でご提案いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

他に、皆様から特にご意見がないということになりますと、今回の指定の区域、地域別指針の案についての修正意見はありませんので、指定の区域に関しては、町村からの提案どおり妥当と判断します。

また、地域別指針の案については、審議会として特に意見なしとしたいと思いますがよろしいですか。

□各委員

はい。

□柿澤会長

それでは、これらを審議会としての審議結果とさせていただきたいと思います。

(3)「北海道水資源の保全に関する条例」に係る検討（点検）について

□柿澤会長

それでは、議事の3番目「北海道水資源の保全に関する条例」に係る検討について、事務局の方から説明をお願いいたします。

□齊藤主幹

それでは事務局から、冒頭の岸局長の挨拶で申し上げました「北海道水資源の保全に関する条例」に係る検討（点検）について、概要をご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず、「1 点検概要」の「(1) 経緯等」です。この条例は、水源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引等が認められたことから、水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、全国に先駆けて平成24年4月に施行しております。

条例の附則第2項の規定では、条例施行後5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案して検討し、必要な措置を講じることとしております。

この条例は平成24年4月1日の施行日を起算点とし、29年3月末で5年を経過することから、対象期間である24年度から28年度の5年間の点検を行うこととしており、29年度の本格点検の実施に向けて本年度から準備を進めております。

次に「(2) 点検方法等」をご覧ください。条例の点検については、社会経済情勢の変化等の視点で、条例の条文内容や構成のほか事務手続等も点検することとしており、併せて施策等の施行状況などを点検することとしております。

事前に委員から、条例の点検については、施行状況の検証が重要であり、条例の使い勝手や浸透度合いなどの内容等を検討するとともに、現場の声を良く聴くことが大事であるとの貴重なご意見をいただきましたので、条例の点検に当たりましては、それらの趣旨を踏まえて、施行状況や条文内容等の点検をはじめ、指定市町村や北海道町村会、北海道市長会、関係団体への意見照会やヒアリング調査などを実施するとともに、当審議会においては、条例の点検に関してご審議をさせていただき、貴重なご意見をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に「2 今後のスケジュール等」をご覧ください。条例の点検に関するスケジュールの予定を示しております。

条例の施策等の施行状況や条文ごとの内容の点検につきましては、今年度から進めながら29年度の前半において意見照会やヒアリング調査の実施を予定しております。

なお、当審議会につきましては、今のところ10月と1月の2回の開催を予定しておりますが、条例の見直し状況により開催時期や開催回数が異なる場合がありますのでご

承知おき願います。

また、条例の点検に当たっては、国会での議論のほか、国において水に関して総括的な内閣官房水循環政策本部や国土交通省の動向などを見据えながら進めたいと存じます。事務局からの説明は以上です。

□柿澤会長

ありがとうございました。事務局から、条例の検討・点検について説明をいただきましたが、皆様の方から何かご質問、ご意見等はございますか。

事前に委員から、運営状況をきちんと点検していただきたいとのご意見があり、それらを踏まえて実施していくことを述べておりましたが、何か検討する上でこの点に気を付けていただきたいというご意見でも結構ですが、何かございませんか。

特にご意見がなければ、今後このような形で検討を進めていただき、また、来年度の審議会で皆様からご意見をいただくこととなりますので、改めてご審議の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、予定していた議事は全て終了となります。

事務局においては、水資源保全地域の指定に向けた作業、また、この条例の検討についての作業を進めていただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは事務局にお返しいたします。

4 閉会

□城田課長

柿澤会長はじめ委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日ご審議をいただきました6地域の今後の指定に向けたスケジュールですが、この後、ご提案いただきました町村との協議等を経まして、2月中下旬に地域指定の予定告示を行います。その後、2週間の縦覧と意見書提出の期間を設けまして、3月中旬を目途に地域指定の告示を行い、そして、4月1日付けの施行を目指して参りたいと考えております。

また、ただいま、ご説明申し上げましたが、来年度に条例の点検作業を進めて参ります。今後、この審議会の委員の皆様、市町村、関係団体からのご意向をお伺いしながら進めて参りたいと考えておりますので、今後も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(了)